

定 款

ファーマライズホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ファーマライズホールディングス株式会社と称し、英文では **Pharmarise Holdings Corporation** と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。

1. 薬局の経営
2. 医薬品、医薬部外品の販売
3. 一般医療機器、管理医療機器および高度管理医療機器の販売および賃貸
4. 介護用品の販売
5. 核酸、ミネラル、ビタミン等の栄養素を補給する栄養補助食品の販売
6. 糖尿病食等の健康食品の販売
7. 介護保険法による訪問介護サービスの居宅サービス事業
8. 医薬品の検査・分析
9. コンピュータソフトの開発および賃貸・販売
10. 調剤および医療情報処理に関するシステムの開発・制作および販売
11. コンピューターハードウェアの賃貸および販売
12. 処方データ等医療情報の収集・分析および販売
13. 医療モールの運営
14. 人材派遣業および有料職業紹介事業
15. アロマセラピー関連商品等の販売
16. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、31,398,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第 9 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、その総額を株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任の効力)

第35条 監査役の欠員等に備えて行う補欠監査役選任決議は、当該決議後4回目に開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、その総額を株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であつた者も含む。）の会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 当社は、会計監査人の報酬等を、監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は毎年6月1日から(翌年)5月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議により毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

令和4年8月25日 改訂

令和4年8月25日 改訂(附則の自動抹消)